

大阪狭山市人権行政基本方針（概要版）

令和3年（2021年）11月作成
大阪狭山市 市民生活部 市民相談・人権啓発グループ
〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1
電話 072-366-0011 FAX 072-366-0051

大阪狭山市人権行政基本方針の改定について

市では、平成13年（2001年）6月に「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」を制定し、平成17年（2005年）に、市が進める市民と行政の協働によるまちづくりの根幹をなす「大阪狭山市人権行政基本方針」を策定しました。

本基本方針に基づき、市ではさまざまな人権施策に取り組んできましたが、部落差別（同和問題）や女性・子ども等といった従来の人権課題に加え、インターネットに関わる人権、性的指向・性自認※に関する人権など、対処すべき人権課題は複雑多様化しています。

こうした人権を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、さまざまな人権課題に対応し、本市の人権施策の実効性を高めて、人と人との豊かにつながりあい、誰もが自分らしく生きがいをもって暮らせるまちづくりを一層推進するため、改定を行いました。

※性的指向：恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているかを示す概念 性自認：自分自身の性別を自分でどのように認識しているかを示す概念。

基本理念

自分がかげがえのない存在であるということを認識し、「自分らしさ」を誰にも否定されることなく大切にできる環境は、すべての人の人権を尊重し、互いの存在を認め合って共に生きていくためには必要不可欠です。

すべての人が「自分らしさ」を大切にし、それぞれの「自分らしさ」を存分に発揮できる環境につながるような取組を、今後もより一層多面的に推し進めるために、基本理念を下記のとおり定め、豊かな心をはぐくみ、お互いを思いやるやさしさにあふれるまちの実現をめざします。

- 誰もが自分らしさを発揮して、自己実現できるまち
- 多様な生き方を認め合い、共に生きることのできるまち
- 一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重されるまち
- 人と人との豊かにつながり合うことのできるまち

基本方向

市のめざすまちづくりは、人と人との豊かにつながり合い、お互いの「自分らしさ=個性」を尊重し、一人ひとりの持つ個性を地域社会に活かしながら、すべての人が思いやりのあふれる豊かなやさしい心をもって暮らせる多文化共生のまちを創ることであります。

すべての市民がこのまちで自己実現を図りながら、主体的にまちづくりに参加・参画し、多様な人びとが豊かにつながり合い、誰も孤立することなく、互いに支え合える地域づくりのために、市の施策の企画から実施にいたるまで、下記の4つを基本方向とし、行政運営そのものを人権尊重の視点を持って取り組む「人権行政」を引き続き推進します。

(1)教育・啓発活動の拡充

①「人づくり」のための教育・啓発

今後も生涯学び続けることのできる環境を整え、人間の多様性や異なる文化、習慣、価値観等を理解し、尊重できる心豊かな市民意識を増幅させる取組を進めます。

②人権教育の効果的な実施・情報提供

自主的・自発的な学習によって得られた知識や能力を、一人ひとりが自己実現や生きがいづくりに活かし、社会的課題の解決や地域社会の発展に役立て、心豊かな生活や、やさしさのあふれるまちづくりにつなぎます。

(2)推進体制の強化

①庁内連携体制の強化

人権問題の複雑多様化に対応するため、部局の垣根を越えた連携体制を強化していきます。

②職員の人権意識向上のための研修

すべての職員の人権意識の向上に努め、市民の人権を守り、人権尊重の視点をもって業務を遂行できる職員を育成します。

③人権に関する指導者の育成

行政、市民公益活動団体、公共機関、企業などと連携・協力して、諸団体における指導者の育成に向けた自主的・主体的な取組を引き続き支援します。

(3)連携の強化・協働の一層の推進

①市民との連携・協働の推進

市民が自発的に積極的に参加できるような協働事業を展開し、市民との連携体制を強化していきます。

②国、府との緊密な連携

国や府との緊密な連携を図り、効果的な人権施策に関する情報交換を行って相互に協力し合いながら事業を実施していきます。

③企業・団体等との連携

行政だけでなく民間の発想・活力を活かす協働の視点から、今後もさまざまな企業・団体等との連携を一層強化し、基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。

(4)相談の充実・人権課題を抱えた人の自立支援

①人権に関わる相談窓口の充実と情報提供

多様な相談内容に柔軟かつ迅速に対応できるよう、各分野において相談員の資質の向上と人材育成を行うとともに、重層的支援体制を整備して相談窓口相互の連携・強化を図ります。

②公的機関、地域とのネットワークの強化

当事者が主体的な判断に基づいて問題解決ができるように、行政が相談・支援を行うとともに、地域においても相談者を支えられるよう、市民と行政が協働して相談・支援を行えるよう公的機関や地域とのネットワークの強化を図ります。

③人権課題を抱えた人の自立支援

人権課題を抱えた人の立場に立った適切な相談・支援・救済を基本として今後も自立を支援し、国の人権救済機関への要望や連携協力体制を構築して、人権課題を抱えた人の救済を図ります。

大阪狭山市人権行政基本方針の体系図

基本理念

- ・誰もが自分らしさを発揮して、自己実現できるまち
- ・多様な生き方を認め合い、共に生きることのできるまち
- ・一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重されるまち
- ・人と人との豊かにつながり合うことのできるまち

基本方向

教育・啓発活動
の拡充

推進体制の強化

連携の強化・
協働の一層の
推進

相談の充実・
人権課題を抱え
た人の自立支援

「人づくり」のための教育・啓発

人権教育の効果的な実施・情報提供

庁内連携体制の強化

職員の人権意識向上のための研修

人権に関する指導者の育成

市民との連携・協働の推進

国、府との緊密な連携

企業・団体等との連携

人権に関わる相談窓口の充実と情報提供

公的機関、地域とのネットワークの強化

人権課題を抱えた人の自立支援

市の実施する行政施策全体に反映

アプローチ

さまざまな人権課題

さまざまな人権課題

部落差別（同和問題）、女性、障がい者、高齢者、子ども等さまざまな人権課題の概要は、次のとおりです。（内容には大阪狭山市を含む大阪府全体にかかるものを含んでいます。）市では、これまでの取組状況を踏まえ、更なる人権行政の推進に努めます。

部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造に基づく差別であり、被差別部落出身であることや関わりがあることによって、結婚や就職、職業などで差別されるなど、著しく不合理な日本固有の差別です。

高齢者の人権

諸外国に比べて、日本は高齢化の速度がとて速く、超高齢社会に対応したシステムが十分に確立していないことから、高齢者への差別やひとり暮らしの高齢者の孤立、介護者不足といった社会問題が生じています。

感染症等に関する人権

感染症等に対する誤った認識や偏見によって、法律で隔離を強制したり、感染者や患者に対して就職拒否や入居拒否を行うなどといった人権侵害が発生しました。一人ひとりが病気についての正確な情報を得て、冷静に行動することが求められます。

性自認・性的指向に関する人権

生物学的な性と性自認が一致している人や、性的指向が異性に向いている人が多数派とされる一方で、これらにあてはまらない性的マイノリティ（少数者）がいます。多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現が求められています。

女性の人権

人びとの意識や行動、社会制度や慣行、伝統的なものの中には、女性に対する差別や固定的な性別役割分担意識に根づいたものがあり、このことが家庭や職場において男女差別やハラスメントを生む原因となっています。配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の被害も深刻化しています。

子どもの人権

子どもは社会の「宝」であり、人権の主体として大人と同様に尊重されなければなりません。児童虐待やいじめ、仲間はずしのほか、不登校、教員からの体罰やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、援助交際や児童ポルノ等子どもの人権をめぐる様々な問題が生じています。

就労に関する人権

身元調査の実施や、性別や国籍によって労働条件の差異を設けたり、採用段階で女性や障がい者が差別されたりなど、就職差別が存在しています。そのほか、職場での男女差別やいじめ、各種ハラスメントなど、職場内での人権侵害も数多く発生しています。

災害に伴う人権

避難所生活でのプライバシーの確保や、長期間の避難生活によるストレスが原因での嫌がらせやいじめ、偏見や根拠のない思い込み、風評による被害が問題となっています。

障がい者の人権

障がい者が地域社会で暮らしていくうえで、さまざまな障壁（しょうへき）があります。障がいのあるなしに関わらず、人権が尊重される共生社会の実現のためには、障がい者への合理的配慮の提供や、障がい者へのより一層の理解の促進が求められています。

外国籍の方、外国にルーツのある方の人権

単一民族や単一文化といった誤った認識のもと、様々な場面で外国籍の方、外国にルーツのある方が差別的な対応や不利益な扱いを受ける事例が見受けられます。特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）も問題となっています。

情報化社会における人権

インターネット上で特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷する名誉毀損や、リベンジポルノといった悪質なプライバシー侵害等の問題が生じており、利用者の責務の自覚や法の遵守が求められています。

さまざまな人権問題

犯罪被害者やその家族の人権、刑を終えて出所した人の人権、路上生活者（ホームレス）の人権、アイヌの人々の人権、北朝鮮当局による人権問題（拉致問題）など、さまざまな人権問題が多発しています。